

第 24 号議案

令和 7 年度

吉田町公共下水道事業会計予算

令和7年度 吉田町公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度吉田町公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	947,000 m ³
(2) 1日平均処理水量	2,595 m ³
(3) 主要な建設改良事業	
ア 管渠建設改良	143,200 千円
イ 処理場建設改良	646,120 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	796,507 千円
第1項 営業収益	130,761 千円
第2項 営業外収益	665,746 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	732,681 千円
第1項 営業費用	674,100 千円
第2項 営業外費用	57,580 千円
第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額18,369千円は、過年度分消費税資本的収支調整額18,369千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的收入	1,130,173 千円
第1項 企業債	439,600 千円
第2項 負担金	8,284 千円
第3項 他会計負担金	299,951 千円
第4項 国庫（県）支出金	382,338 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,148,542 千円
第1項 建設改良費	848,591 千円
第2項 企業債償還金	299,951 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ストックマネジメント計画策定業務	令和8年度	62,216千円
浄化センター設備更新工事監理業務	令和8年度から 令和9年度まで	14,368千円
浄化センター設備更新工事	令和8年度から 令和9年度まで	1,045,640千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良事業	千円 439,600	証書借入	6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、450,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 53,999 千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業の運営に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、42,759千円と定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

吉田町長 田 村 典 彦